

全国薬害被害者団体連絡協議会とは

1999年10月団体の枠を超え薬害の根絶と薬害被害者の早期救済および恒久対策の充実を実現することを目的に発足した。当初、6薬害8団体で構成されていたが、現在では9薬害11団体で構成している。構成団体は次の通り。

■財団法人 いしずえ（サリドマイド福祉センター）

サリドマイド剤は催眠、鎮痛剤として十数ヶ国で販売され、その催奇形性により手足や耳に障害を持った被害児が数千名生まれました。日本では1963年に提訴、1974年に和解が成立しました。被害者認定数309名。現在は被害者の福祉のほか、サリドマイド復活による新たな被害防止をはじめとする薬害防止に関する事業に取り組んでいます。

■スモンの会全国連絡協議会／■財団法人京都スモン基金

スモンは整腸剤キノホルムによる薬害。歩行困難が多く視力障害も伴う。被害者約12000人。十数年にわたる裁判の結果、原告勝利のうちに「確認書」による和解を勝ち取る。10地裁での勝利判決、薬事法の改正と医薬品副作用被害救済基金法を制定させる。現在も薬害根絶と被害者対策としての恒久対策を前進させるため、被害者団体が協力して奮闘中。

■東京HIV訴訟原告団／■大阪HIV薬害訴訟原告団

輸入非加熱血液製剤によるHIV感染被害者は主に同製剤を使用した血友病患者約5000人の内、約1500人以上に及んだ。さらに感染被害は血友病患者以外の肝硬変、肝炎などの患者にも広がった。この空前の薬害事件「薬害エイズ」は国及び製薬企業を被告とした裁判が争われ、1996年3月29日に和解が成立した。

■薬害筋短縮症の会

筋短縮症は風邪・発熱の症状に対して不必要な薬剤注射が打たれ、全国的に発生しました。この結果正常な身体で生まれた子どもが成長すると共に、手足の障害のみでなく、精神的な苦痛を受けることになりました。各地の裁判で原因究明も終わり和解しましたが、我々被害者は会を継続し被害者対策と医療・薬害の被害者を出させない運動を続けています。

■MMR（新三種混合ワクチン）被害児を救援する会

1989年4月に導入のM（はしか）M（おたふくかぜ）R（風しん）ワクチンは、厚生省は180万人接種で約2千人に被害を及ぼし、死亡・重篤な後遺症をもうましました。93年12月提訴、原告団は3家族、被告は国と（財）阪大微生物病研究会。03年3月一審判決では3人の内2人は請求容認。阪大微研会は法廷外で協定。現在、大阪高裁で控訴審。

■陣痛促進剤による被害を考える会

陣痛を起こしたり強めたりする陣痛促進剤。産科医の団体は、1974年までにその副作用による母子の死亡・脳性麻痺等の頻発を把握していたが公表せず、能書改訂等の対策は被害者団体が国に訴える1992年まで全くとられなかった。その後も既に約200件の重篤な被害が発覚しており、十分な説明もないままの安易な使用が続いている。

■薬害ヤコブ病被害者弁護団全国会議

薬害ヤコブ病（iCJD）の被害は、脳外科手術により移植された脳硬膜が原因で生じました。治療法もなく発症から1～2年以内で多くが死に至る恐ろしい病気で、家族の悲しみ、無念さは、言葉では言い表せません。2002年に和解・確認書締結、2004.7までに提訴総数94名のうち和解成立は66名。2004.1までの報告では被害総数108名と増加を続けています。

■薬害肝炎訴訟原告団

出産時や外科手術時の出血の際、フィブリノゲン製剤や第IX因子製剤などの血液製剤を投与され、多くの患者がC型肝炎ウィルス感染被害を受け、2002年10月に国と製薬会社を相手に東京、大阪で提訴。福岡、名古屋、仙台各地裁も順次提訴。2008年1月、国と基本合意書を締結、9月には2企業と基本合意書を締結。現在全ウイルス肝炎患者の恒久対策や薬害を起こさないための検証会議を政府と審議中。2008年10月現在の原告数1221名。

■イレッサ薬害被害者の患者会

肺がんの治療薬として、2002年7月に異例のスピードで承認された抗がん剤イレッサは、□承認後僅か2ヶ月で重篤な副作用による死亡者が多発し緊急安全性情報を発出する□事態となる。2008年3月現在厚生労働省が把握しているだけでも副作用の間質性肺炎等□の発現は1916人、死亡者は734人に達している。東京と大阪で国・製薬企業を相手に□訴訟を起こし審理中である。

主な活動

○8.24 薬害根絶デー行動

1999年8月24日 薬害エイズ事件を機に厚生省に建立された薬害根絶「誓いの碑」前で、毎年8月24日に薬害根絶と被害者の早期救済を求めた要望書提出を中心に文部科学省交渉・厚生労働省交渉を行なう。2003年に厚生労働大臣がはじめて碑の前で要望書を受取った。

□厚生労働省交渉

安全性を重視した医薬品の販売形態の規制強化を図ること、医薬品副作用救済制度の周知に努めること、薬害防止のため高等教育において薬害教育を取り入れ、医師・薬剤師国家試験へ薬害に関する問題の出題をすること、薬害ヤコブ病・MMR・薬害C型肝炎の各訴訟の早期解決・原因究明および被害者の全面救済をすること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構問題などについて訴えてきた。

□文部科学省交渉

子どもたちを薬害の被害者にも加害者にもしたくないという思いから、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に、薬害の歴史や薬害再発防止に寄与する教育の充実を求め、学習指導要領にその旨の記載がなされること。高等教育においては、将来医療従事者になる学生が、薬害被害者の意見・体験を直接聞くことは悲惨な薬害を繰り返さないためにも、貴重な体験につながると考えられる。そのようなことが推進されるための具体的な取り組みをすること。また、国立大学付属病院におけるカルテ開示やレセプトの発行の必要性などを訴えてきた。

○薬害根絶フォーラムの開催

1999年の発足以来毎年開催。薬害被害者による被害の実態報告やパネルディスカッションでの問題提起を通じて被害の再発防止を訴えている。おもに秋頃開催。

○教育現場での講義・講演

薬害ヤコブ裁判和解を機に、文部科学省交渉で求めた薬害教育の充実に協力する形で、おもに国公立の医学薬学系大学での特別講義等で被害者自らが薬害被害体験と専門家の役割について語っている。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構との関わり

→国民の健康を守る義務のある国が、医薬品の審査や安全監視の薬務行政を放棄し非公務員型の民間組織に丸投げし、今までの機構に医薬品研究開発振興部門まで組み入れようとするばかりか、迅速な審査やバイドール方式の導入などを売り文句に、企業にすりよる法案であるにもかかわらず、衆議院ではまともな審議もせず46法案一括審議で可決し、参議院では薬被連のロビー活動等の結果、異例の分割審議を実現させた、その後、坂口厚生労働大臣は新独立行政法人から医薬品の研究開発振興部門を分離させ新たな法人を設立することを明らかにした。また、独立行政法人の諮問機関に薬害被害者をいれる意向も表明した。

大臣との面談・準備会との交渉の結果、機構に評議会を設置し、複数名の薬害被害者が委員として参画することとなった。

また、旧機構時代から毎年保健福祉事業の充実や副作用被害救済制度の周知徹底などを中心に問題提起や意見交換を行なっている。

○各種検討会への協力

医薬品等に関する検討会に委員や意見陳述人を派遣している。